

さらに

河川空間が 使いやすくなります



河川空間の利用に関する規制緩和 - 通称 ^{リバサイト} RIVASITE -

- ・ 河川敷地の占用期間の更新を保証します
(最大10+10=20年！)
- ・ 民間事業者も、**エリア一体型の占用**が可能になります
- ・ **テナント契約**ができるようになります

※河川管理施設の整備や占用区域外の清掃・除草等が条件です。

※2023年5月から、上記規制緩和に関する社会実験を開始し、今後制度の正式改定を検討していきます。

詳しくは裏面→

河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、**活用いただきやすい**と思われる箇所の一覧を公表しています。ぜひご覧ください。



国土交通省
ウェブサイト

※ポテンシャルリスト以外の箇所でも活用可能な場所もあります。

規制緩和のポイント

1 占用期間

これまでの占用期間は、最大10年。
占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証します。
より長期の事業計画が立てられるようになります！

2 占用形式

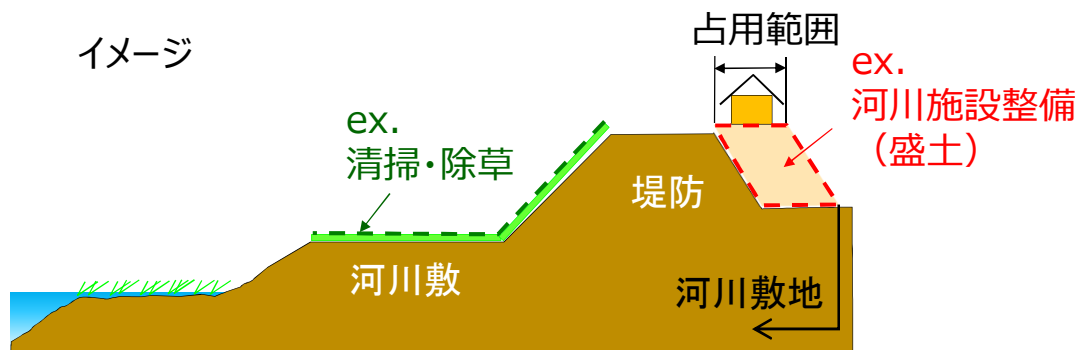
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用を民間事業者もできるようになります。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになります！

3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能になります。
より幅広い事業運営が可能になります！

規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。



問い合わせ先

<相談例>

- ・具体的にどのような手続きをすればよいのか
- ・規制緩和の適用条件を教えてください

等

→かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へ

RIVASITE担当メールアドレス：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



相談窓口
「かわよろず」

<相談例>

- ・あの川をあそこを占用できるか知りたい

等

→各地域の国土交通省地方整備局または河川事務所へ



地方整備局等窓口一覧